

伊佐市第3回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年6月20日(木) 午前8時54分から10時34分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

6番 7番 8番 9番

10番 11番 12番 13番

14番 15番 16番 17番

18番 19番

4. 欠席委員 (1人)

欠 席 者 5番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (1番、2番)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興長 振興係書記

開始時間 午前8時 54分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 おはようございます。
今、田植えに一番忙しい時で、だいぶん終られたんじゃないかと思いますが、皆さんお疲れのことだと思います。

皆さんどうですか半分以上終わったんじゃないですか、雨が少なくて水がたらない所もあるのですが、今日は台風が来るということですが、雨を持ってくれば良いのだけど、なかなか雨もそうふらないようで、大変な時期ですが、また、どかっとふるような心配もしております。

先日全国農業委員会会長大会が、東京であったわけですが、その後埼玉県の本庄市小和瀬集落に遊休農地の解消で表彰された団体ですが、そこに研修に行ってきました。

5町6反位を解消し利根川河川敷付近で、田んぼかとおもたら畑だったみたいで、あの辺は桑園の跡だったみたいで、解消されているみたいで、なるほどと思ったのは、農地・水・環境向上対策事業のお金が出てますよね、そうゆうのを利用して解消していると、そうゆう方法もあるのだと感じて帰ってきました。

まあ実際やっている事態はそう変わらない、伊佐も負けてはいないような遊休農地対策はやっていると思います。

しかし、いろいろ建設業者の方に聞いてみますと、鹿・いのししの出るような所をやっていたらサツマイモも収穫できない状況になっていると、防除対策の施設をちゃんとして耕作出来なかったらやめざるおえないと話しておられました。

せっかく不耕作農地を耕作農地に変えてもどうにもならないなあ、何とか対策を、考えなくてはいかんと、昨日は話して感じたことでした。

本日は、5番委員から欠席届が出されております。

本日の出席人員は、20人で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、お願いいたします。

1番委員と2番委員に、お願いをいたします。

ただいまより総会始めます。

事務局より諸般の報告1番2番の報告を求めます。

事 務 局	<p>1 番について報告いたします。</p> <p>「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約について報告いたします。</p> <p>資料の 1 ページから 5 ページであります、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が 11 件ありましたのでご報告いたします。</p>
事 務 局	<p>報告第 2 号農業生産施設届について報告させていただきます。</p> <p>整理番号 1 番につきまして先週 6 月 6 日事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。</p> <p>申請者は伊佐市菱刈荒田に居住されております T T さん 56 歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈南浦字年ノ宮の畑で、地積は 2,032 m²のうち 190 m²であり、農地法施行規則第 32 条第 1 号（農地の転用の制限の例外）に基づく農業用生産施設の届け出であります。</p> <p>T T さんは、水田 14,067.0 m² 畑 2,871.0 m² 計 16,938.0 m²を耕作しております。</p> <p>今回、農業生産法人設立を平成 25 年 5 月 10 日設立に伴う申請で、農機具倉庫として利用したいとのことです。</p> <p>今回申請は面積が 200 m²以下ですが、もし今後増設をする場合に 200 m²を超える場合は転用許可申請するように指導及び本人確認し話してあります。</p> <p>調査の結果、適切な届出であると思われましてことをご報告いたします。</p>
議 長	1 番 2 番について報告が終わりました。
議 長	委員の皆さん質問はありませんか (質疑なしの声、多数あり。)
議 長	なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。
<p>————— 議案第 1 号 —————</p>	
議 長	<p>議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	議案第 1 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見

決定についてご説明いたします。

20-1ページをお開きください。

期間は、10カ月から10年4カ月で、面積の合計は、田120,269.87㎡、畑28,651㎡、合計148,920.87㎡です。

利用権設定をする者の数42人、設定を受ける者の数36人です。

土地の明細書等につきましては、6ページから20ページの整理番号1番から45番の通りです。

皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今事務局の説明が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の
挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係
る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定につ
いて、提案します。

議 長 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。

15番委員 譲り請け人が整理番号1番と2番が一緒に、関連がありますので一
括して説明してよろしいでしょうか。

議 長 一緒にお願いします。

15番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のう
ち整理番号1番と2番について説明いたします。

去る6月16日に現地調査を行ないました。

現地が私の実家の近くでありますので、常時わかる所でありまして、これは先月の定例会で私の方で取り下げをお願いした案件でございます。

この地に農業施設等を建設するというような、話も伺っていましたが、であれば5条で一括して申請をした方がいいんじゃないかと本人と話をしましたが、先ほど事務局から農業施設について説明がありました通り今回は小規模の200㎡以下の施設を予定しているというふうなことで、3条の方も許可をお願いしたいということでございましたので、その件に付きまして改めて説明申し上げます。

申請人は、請け人伊佐市菱刈荒田にお住まいのTTさんで、56歳でございます。自治会は岩坪となっております。

譲り渡し人は、伊佐市菱刈南浦のTNさん86歳

この方は、自治会は本城の麓であります。

所在地は、菱刈南浦字年ノ宮地目は畑、現況はさら地になっているところでありまして、面積は839㎡相手方の要望による所有権移転売買でございます。

調査内容ですが、申請地は伊佐市菱刈南浦の岩坪集落内に位置しており、以前私が耕作放棄地ということで、遊休農地ということでピックアップしたところでありまして、現在はきれいにしてさら地にしてございます。

そこに今後農業施設を建てたいということでございました、今は、不耕作で作物を作っている状況ではありません。

請け人の利用は、TTさんは農業の規模拡大と言う申請理由でございまして、農機具は完備しひじょうに意欲のある方でございまして、以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と私は判断しました。

引き続きまして、整理番号2番でございますが、譲り請け人は、同じくTTさんで、譲り渡し人が、佐市菱刈川北のOKさん48歳でございます。

場所は、同じく菱刈南浦字年ノ宮、地目は畑ですが、現況は原野となっておりますけど、ここも不耕作農地でございまして全てさら地にしてございまして同じ理由で規模拡大ということで今後農業用施設についても、しあに入れた取得だという話でありました。

先ほど1番で申し上げましたとおり調査内容につきましては、まったく隣接する農地でございまして決定権につきましては、農地法第3条2項の各号に該当しないと判断しましたので、許可相当と判断しました。

		<p>以上で整理番号1番と2番の現地調査の報告をいたしました。 皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>只今15番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番、2番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 16番委員。</p>
16番委員		<p>16番ですが、この整理番号3番とそれから24ページの12番、譲り請け人が一緒なんです、同時に報告してよろしいでしょうか。</p>
議	長	<p>12番ですか、はい、いいですよ</p>
16番委員		<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る12日に、請け人立会いもと調査いたしましたので、16番が報告いたします。 請け人、HO氏は、伊佐市大口宮人に居住にされ年齢は54歳、自治会は大住であります。 譲り渡し人、NMさんは伊佐市大口鳥巢に居住にされ年齢は83歳で自治会は鳥巢下であります。 申請地は、大口鳥巢屋祢添で、地目は田、地籍は1, 351㎡で、良く管理されており現在YH氏が集団でねぎを作付けされております。 購入に到った理由は、父の妹が伯母さんですが、鳥巢の嫁いでおり妹の紹介で、将来は伯母さんの畑も耕作してもらいたいということから購入をされたとのことでした。 申請地は、伊佐市文化会館から西に200mに位置しております。通作距離も1キロ位に位置しており5分位で行けるところであります。</p>

す。

農業従事者は1名で、耕作面積は、18,549㎡で、農機具は良く管理されておりました。

以上により当申請は、農地法第3条の適確者であると同時に、農地法第3条2項の各号に該当しないため農地の取得には、なんら問題ないと思われます。審議方をよろしく願ひいたします。

つづきまして、整理番号12番について調査の結果を16番が報告いたします。

請け人、HO氏、渡し人は、HT氏、HT氏は3番のNMさんの娘さんでございます。

現在、指宿市西方に居住されております。

申請所在地は、大口鳥巢屋祢添で、地目は、田、地籍は999㎡で、良く管理されており、ねぎを収穫された後でありました。前の3番の隣の田んぼでございます。

伯母さんの紹介による売買により取得されるものであり、農地の所得にはなんら問題ないと思われます。

皆様方のご審議方をよろしく願ひいたしまして私の報告を終ります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号3番、12番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番、12番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
17番委員。

17番委員 整理番号4番について調査の報告いたします。
農地法第3条の規定による許可申請についてですが、調査員は17番が15日に調査してきました。
申請人は、伊佐市菱刈花北のHMさんでございます。

請け人は、伊佐市大口原田に居住されているSSさんでございます。

HMさんは、農業を廃止するということで、このように売買というかたちで譲渡されているようでございます。

請け人のSSさんにつきましては、ひじょうに農業意欲もありまして、申請地の菱刈花北字年貢田という所で666㎡でございまして、この申請地は、花北で水不足が生じる所で、池の水とポンプアップで、これを水田として活用されていらしゃいます。

請け人のSSさんは、ひじょうに農業には地域にリーダでございまして、まだまだやる気十分とおっしゃっておられました。

現在耕作していらしゃる方、HMさんで、渡し人でございますが、先に言いましたとおり、農業廃止と言うようなかたちを取っていらしゃるようでございます。

請け人の理由としましてSSさんは、農地法第3条の申請によりまして、耕作意欲は十分あります。

決定の意見ということでございますが、以上のような理由で申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と私は判断するわけです、皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
9番委員。

9 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、6月14日に現地調査を行いましたので、整理番号5番について、9番が報告をいたします。

譲渡人MYさん77歳は、伊佐市大口小木原にお住まいで、自治会は小木原中です。

譲受人MYさん69歳は、伊佐市大口小木原にお住まいで、自治会は小木原上中です。

お二人の関係は、兄弟で他の兄弟も交えての話し合いのうえでの、弟Yさんへの贈与です。

贈与される、土地の所在地は、大口小木原字今村で、畑、83㎡です。

譲受人の耕作面積は、10,408㎡です。

MYさんの自宅の横に位置し旧山野駅より北へ300m位の所にはいったところですが、現在はブルーベリーが植えてありました。

農機具はリースということです。

全部事項証明書は、提出されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い致します。

議 長 9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号5番について、9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号6番について、担当委員の報告を求めまます。
17番委員。

17番委員 農地法第3条の許可申請にかかわる2号の6番について調査の報告いたします。
調査日は6月15日に調査してまいりました。
申請人の渡人が、HMさん、請け人がTKさん年齢は30歳でございます。

申請地は、菱刈花北字池之尻外2筆でございます。

請け人の耕作面積は12,072㎡でございます。このTKさんは、お父さんも認定農家になっておりますが、親子2代で、お父さんも農業意欲が高い方で、総面積が20町位耕作して、きのこを作っておられます。

息子のKさんも農業意欲は十分有ります。

渡人のHMさんは、農業を廃止するということでございます。

譲渡される面積が1,787㎡でございます。

この申請内容につきましては、申請地は、菱刈花北で昨年度までは田んぼを耕作されておりました。

請け人のTKさんは、農地法第3条の申請理由であり耕作意欲は十分あります。

また、農機具等は、ほとんど大型機械を完備しております。

以上のような理由で当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と私は判断するわけですが、皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
17番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。
1番委員。

1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番を1番が報告いたします。
調査日は6月12日です。
渡人鹿児島県始良市加治木町木田、NSさん61歳です。
請け人の氏名IMさんは80歳、住所伊佐市菱刈前目、立会いは奥様でした。自治会は築地上です。

申請地は、菱刈川北字小俣後、車で約5分位です。地目は水田、面積は184㎡です、請け人の経営面積は6,344㎡です。

地目は水田、面積は499㎡、請け人の経営面積は6,292㎡です。

農業従事者は3名です。

申請地の位置は、JA機械修理センター近くの陸士橋を本城方向に渡り200m位の所を、北へ300m位です。

現在の耕作者IMさんは高齢と言うことで、ほとんど委託と言うことで頼まれていることでした、水の管理、見回りは家族でされております。

この件については、50年前にNさんより売買でしたが、最近Nさんの母親が亡くなり今回このようなかたちになったと言うことです。

決定権としまして以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、全部事項証明書、字図、その他必要な書類等が全てそろっておりますので、許可相当と思われまます。

皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。
9番委員。

9番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、6月13日に現地調査を行いましたので、整理番号8番について、9番が報告をいたします。

譲渡人TAさん82歳は、伊佐市大口山野にお住まいで、自治会は

石井です。

譲受人THさん53歳は、伊佐市大口山野にお住まいで、お二人の関係は親子です。

Hさんは、新規就農で、今までは兄のTOさんが耕作されておりましたが、昨年死亡により経営を引き継ぐ事になり、お父さんのAさんより贈与です。

土地の所在地は、大口山野字中村、畑、824㎡他4筆の3,080㎡です、大口山野字中村、田、651㎡他7筆の14,003㎡で合計の17,083㎡です。

現地は、だいたい家より2キロ以内に位置しております。

農機具等も完備しており調査を行なった時も意欲を持って働いていらしゃいました。

尚、全部事項証明書、営農計画書、兄のOさんとの、農地貸借は代理人で母親のTKさんにより合意解約通知書も提出されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので許可相当と思われまます。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い致します。

議 長

9番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号9番について、担当委員の報告を求めまます。

9番は5番委員が担当しましたが今日は欠席届が提出されております、土地改良の総会に出席していますので、事務局が変わって報告いたします。

事 務 局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る6月15日に5番委員現地調査を行い

ましたが、今日は欠席のため事務局が変わって報告いたします。

譲受人TTさんは、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は下ノ木場で年齢は55歳であります。

譲渡人MTさんは、霧島市集人町小田に居住され、年齢は73歳であります

申請地は、大口宮人字新開原の他2筆で、いずれも地目は畑、地籍は1, 613㎡で、所有権移転は売買であります。

申請地の位置は、自宅前の広域農道を崎山の方に150m行った道路沿いの左右にあつて、現況は管理の行き届いた畑で、TTさんが耕作しております。

請け人の経営面積は、21, 623㎡で取得可能な面積であり、農業従事者は2人であります。

請け人のTTさんは、経営規模拡大と言う申請理由であり、耕作意欲はあり、農機具は完備しております。

添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、住民票、委任状が添付されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は許可が決定しました。

議長 整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。
14番委員

14番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る6月14日に申請人TH氏に立会いのもと調査いたしましたので、14番が報告いたします。
申請人は、譲渡し人ON氏で、現在愛知県犬山市大字羽黒字外山に

居住の64歳です。

受け人は、伊佐市菱刈前目に居住のTH氏45歳です。

経営面積は、5,016㎡で、農業作業従事者は4名です。

今回は、売買による所有権移転申請です。

申請地は、菱刈前目字永羽諏訪です、地目は田、地籍は、2,263㎡です。

所在地は、湯ノ尾滝から北西に約500m位の所に位置しております。

現在受け人のTH氏が、耕作している水田の周の状況は、東側、北側、南側が水田が連なって、西側に自宅があります。

日照条件も良く農道、水路も完備されよく管理されていました。

THさんは、耕作意欲もあり家族4名で、農業に従事されていました。

農機具等は、全て完備されてよく整備、管理されていました。

添付資料は、全てそろっております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長

14番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

14番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号10番は許可が決定しました。

議 長

整理番号11番について、担当委員の報告を求めます。

1番委員

1 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号11番について委員番号1番が報告いたします。

調査日は6月15日でした。

受け人NTさん会社員44歳です。立会い父親のTさんでした。

住所伊佐市菱刈川北です。自治会は築地中です。

渡し人、住所川崎市中原区小杉御殿町、NSさん70歳、Tさんの父親の弟で甥に贈与と言うことです。

申請地は、菱刈川北字迫田です。

地目は畑、面積は690㎡です。

受け人の経営面積は15,256㎡です。

農業従事者は4名です。

申請地の位置は、湯ノ尾滝から西北へ約400m位の所で、旧山野線のふるさと道路の終点の所です。

北は住宅、西は道路、南は道路、東はコサン竹山と雑草地です。

Tさん宅より3分ぐらいです。

現在の耕作者NTさんで、よく耕起されイタリアンを植えるとのことでした。

農機具は全て完備されております、乾燥だけを委託されます。

決定権といたしましたは、申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

なお、全部事項証明書、字図、必要な書類等が全てそろっております。

皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号11番は、許可が決定しました。

議長 整理番号13番について、担当委員の報告を求めます。

9番委員。

9番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、6月17日に現地調査を行いましたので、整理番号13番につ

いて、9番が報告をいたします。

譲渡人、OHさん77歳は、伊佐市大口山野にお住まいで、自治会は上ノ馬場です。

譲受人、OHさん51歳は、伊佐市大口山野にお住まいで、Hさんとは親子関係で同居であり贈与であります。

申請地は、大口山野字里畑、畑、785㎡他8筆の4, 237㎡と、大口山野字内山、田、1, 725㎡他12筆の23, 639㎡です、合計の27, 876㎡です。

申請地は、畑は自宅の周りに位置しており、田は2キロ以内に位置しております。

農機具等も完備しております。

全部事項証明書は、提出されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願い致しまして私の報告と致します。

議 長

9番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

16番委員

はい

議 長

16番委員

16番委員

以前は生前贈与言った場合には税金関係でいろいろあったと思いますが、2町7反を贈与されているが、税金はかかるとですか、かからんとですか、

議 長

最終的にはかかります。

16番委員

昔は年間6反歩位の範囲内でやっていけば、かからなかったと話してもあったが

事務局

本人さんの方に、税理士をいれて贈与税に関しては、基本的にかかると思われる、これは農地ですので、その他山林や宅地まで贈与されるということだったので、農地だけで2町7反あるのですが、贈与税については、税理士とよく相談して申請してくださいと、申請の前

に話をして指導を致しました。

今回は農地だけを先に贈与して、農地法とは関係ないのですが、宅地や山林を後で贈与されるということで贈与税がだいぶ緩和されるということだったので、申請をあげたということでしたので、承諾は、お父さんも息子さんも取ってあります。

議 長 よろしいですか

1 6 番 委 員 はい、いいです。

議 長 他に質問はありませんか
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
9 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号 1 3 番は許可が決定しました。

議 長 整理番号 1 4 番について、担当委員の報告を求めます。
3 番委員。

3 番 委 員 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 1 4 番について去る 6 月 1 1 日に申請人、代理人 TR 行政書士立会のもと現地調査を行いましたので 3 番が報告をいたします。

申請人、HT さんは、菱刈荒田のお住まいで、自治会は比良自治会であります。

渡人、HT さんであります、すでに死亡されています。

ここで、戸籍について説明いたしますが、実は HY さんの養女になり、婿をもらいその婿様の性を H さんで引き継がれまして、H さんの公証役場で遺言書を作成されていた、両親 2 人共他界され、特定相続となり、その特定相続とは、血のつながりが無く、その場会は 3 条による遺産相続するようになっているとのことで、今回の手続きとなったそうです。

現地は 2 か所で、大口大島字辻、田、9 6 3 m²、菱刈荒田字池ノ上、田、9 3 8 m²であります。

法律的には特定遺産相続であります。

所在地は国道267号の白木入口から出水方面へ国道447号の約500m位入った所で、東側田、西、東山林、南側国道447号線で、良く管理された田で、委託して耕作されています。

農機具は、トラクターしかなく全て委託耕作されています。

他に6,523㎡あり取得可能面積であります。

添付資料として、全部事項証明書、戸籍全部事項証明書、遺言書証明書、委任状、字図等が添付してあります。

以上のような理由より、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号14番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号15番について、担当委員の報告を求めまます。
1番委員。

1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号15番について委員番号1番が報告いたします。

調査日は6月13日でした。

渡し人、住所伊佐市菱刈川北、氏名NYさん63歳、自治会は中野です。

受け人、住所伊佐市菱刈川北、氏名KSさん78歳、自治会は中野です。

立会人はKさんでした、通作距離は500m位の所です。

申請地は、菱刈前目字泉水丸、地目は田、面積は1,838㎡です。

受け人の経営面積は、13,047㎡です

農業従事者は4名です。

申請地の位置は、菱刈町庁舎徳辺信号を、国道268号線を南へ約2キロのところJAプロパンセンターを東へ200mの所を左に入った所です。

東は水田、西は山林、南は山林、北も山林です。午後2時には影になるそうです。

現在の耕作者KSさんです、田植えがすんでいました。

請け人の理由は規模拡大と言う申請理由です。耕作意欲は有り、なお、息子さん夫婦は40代です。

農機具は全てそろっていました。

決定権といたしましたは、以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。

なお、全部事項証明書、字図、必要な書類等が全てそろっております、皆様方のご審議方をよろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号15番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号16番について、担当委員の報告を求めまます。
3番委員。

3番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号16番について去る6月11日に申請人、NYさん立会のもと現地調査を行いましたので3番が報告をいたしまます。

申請人、NYさんは、大口大島に居住され、74歳、自治会は大島南であります。

渡人、SMさんは、熊本県宇城市松橋町浦川内にお住まいで59歳であります

申請地は、大口大島字村屋敷で、畑、面積371㎡であります。
今まで熊本に仕事で行き、自宅の管理が出来ず、となり同士であったNYさんに、いろいろ面倒を見てもらい、この畑を無償譲渡するものであります。
現地は、大島南公民館より東へ約500m位で、両方実家がとなり同士のとなりでありまして、南側畑、北側山林、東側宅地、西側市道、良く管理された畑であります。
今までNYさんが耕作していたそうです。
Nさんは、他に現在16,795㎡耕作されていて、今回の申請面積も取得可能面積であります。
農機具は、トラクター等全て所有され、業従事者は2人で、耕作意欲の有る方であります。
添付資料としまして、全部事項証明書、字図等が添付してあります。
以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないものと思われまので、許可相当と思われます。
皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番委員報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めま
す。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号16番は許可が決定しました。

議 長 整理番号17番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員

16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号17番について、去る16日に、本人から聞き取り調査を行ないましたので、16番が報告いたします。
請け人、YYさんは、伊佐市大口里に居住され年齢は28歳。
譲り渡し人、TKさんは伊佐市大口下殿に居住され年齢は80歳で、自治会は駅前であります。

申請地は、大口下殿字竹下で、地目は畑、地籍は517㎡で、現況は作付けしていないため、笹などが生茂っていました。

申請地の南側に住宅を建設するためその北側の土地も渡し人の所有であり、今回渡し人の要望で購入するものであります。

申請地は、JA駅前支所、なりざわストアーから西に100m位に位置しております。

請け人の経営面積は7,121㎡で、湧水町で、焼酎原料のさつまいもを植えているとの事でした。

湧水町から農地の耕作証明書も添付されております。

農業従事者は、3名で農機具もトラクター、田植え機、管理機等所有されております。

以上により当申請は、農地法第3条の適確者であると同時に、農地法第3条2項の各号に該当しないため農地の所得にはなんら問題ないと思われます。

皆様方の審議方をよろしくお願いいたしまして終わります。

議 長 16番委員報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
16番委員報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求め
ます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号17番は許可が決定しました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数17件について、17件の許可が決定しました。

議案第3号

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員。

- 4 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について整理番号1番を4番が報告いたします。
- 6月14日申請人は、伊佐市菱刈南浦TMさんですが、当日は土地利用者のMTさんの立会いのもと11番委員さん、会長さん、私の3人で、共同調査を行ないましたので報告いたします。
- 申請地は、大口川岩瀬字前畑の畑、679㎡でありまして、隣接地に、特定施設入居者生活介護施設を建設するということで、駐車場が不足するということで、除外申請するということでもあります。
- 周りに迷惑をかけるようなことはないと思われます。
- 以上のような理由により除外はやむおえないものと委員3名は判断しました、委員の皆様のご審議をお願いし報告を終わります。
- 議 長 4番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- 議 長 これはですね何回も今まで、調査している所ですが、今回特定施設入居者生活介護施設を建設することで、面積を広くしなくてはならなくなり、駐車場が足らなくなったということです。
建物が大きくなってから、また、道路も付けなければ行けないということで、駐車場が足りないとのことで、これがのびのびなって今度は出来ますという事でしたから、そうゆうような状況です。
- 議 長 ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は意見が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
11番委員
- 1 1 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について整理番号2番について11番が調査の結果を、報告いたし

ます。

去る14日申請人、KK氏と息子さんのKKさん立会いのもと会長と4番委員、私で共同調査を致しました。

申請地は、伊佐市大口田代字澤渡り一で、地籍は田、面積は、887㎡であります。

除外目的は息子のKさん用の農家住宅の建設であります。

Kさんは現在借家住まいであり、申請地は仕事場にも近く便利であるため、代替地を3箇所程検討したが、交渉が折り合わなかったため当申請になったとの事です。

申請地は、羽月西小学校より、1.2キロ程田代方向に行った道路左側沿いで、地籍は田となっておりますが、以前にH建設さんが、捨て土が出たばあい埋め立て地として申請された隣接地、かなり広く埋め立てされておりました。

申請地の北側は道路を挟んで宅地、南は道路山林、東は道理、西は本人の埋め立てをされている農地で、農振地とは1辺だけ接していますが、土地改良事業等で行なわれた農地ではないとのことです。

農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積への影響等はないものと思われまます。

農用地等保全施設への影響は、東側は石垣を積んであり、南側は土端ですが傾斜を十分取っており、西と北側は、高低差は無く問題は無いものと思います。

以上のような状況を3人で協議しましたが、除外がやむをえない妥当であると判断いたしました。

添付資料としまして、全部事項証明書、字図、農用地利用計画変更申出書、配置図、平面図等が提出されています。

委員皆様のご審議方宜しくお願い致します、終わります。

議 長

11番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
11番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は意見が決定しました。

議 長	整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 20番委員
20番委員	4番も関連がありますので一緒に報告いたします
議 長	はい、一緒に報告を
20番委員	<p>議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について整理番号3番について20番が調査の結果を報告いたします。</p> <p>整理番号4番についても関連がございますので、合わせて報告させていただきます。</p> <p>6月14日、2番委員と9番委員、私20番と申し出者のNE代表取締役STさんの代理人T行政書士、KのMさんの立会いのもと調査を致しました。</p> <p>申し出者のNE代表取締役STさんは、東京都港区赤坂において、I商事とRより資本参加を受け資本金3億7283万円の太陽光発電設置販売据付を行なっている企業であります。</p> <p>なお営業所は、全国12箇所あり福岡営業所が、当地区を担当しております。</p> <p>土地所有者は、DTさん79歳、伊佐市大口牛尾に居住され、十数年前まで畜産をされておりました。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口小木原字日勝山外2筆で、地目は畑、地籍は18, 666㎡であります。</p> <p>申請地の所在地は、牛尾市宮住宅から北西500mに位置し小高い丘の上で周囲は山林であります。</p> <p>今回太陽光発電パネルを設置行ないたいということで、申請がなされました。</p> <p>次に整理番号4番ですが、整理番号3番と同一内容の申請であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口牛尾字上ノ原外12筆で、面積は11,252㎡であります。</p> <p>この申請も、太陽光発電パネルを設置となっております。</p> <p>申請地は、長年耕作放棄地になっており、先般K建設さんにおいて、さつまいも等を作付け去れるようになった所であります。</p> <p>太陽光発電設置をすることによって、土地の有効利用を図られることにより農外除外について委員3人で協議した結果、やむをえないと</p>

判断いたしました。

また、K建設さんとの話し合いで、了解済みであります。

周囲にあたえる影響は、ほとんどありません。

添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、委任状、被害防除計画書、同意書が提出されています。

以上で報告を終わりますが、委員皆様のご審議方宜しくお願い致します。

議 長 20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
20番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番、4番は意見が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について、申請件数4件について、意見の決定4件が決定しました

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

16番委員 報告をいたしますが、この申請者は、DAさんとなっておりますが、許可申請のこちらは、DAさんの許可申請の4条の許可申請が出ておりました、そして農地法第4条の規定による許可申請書とゆうのが、次のページを見ていただければ、字図が出ておりますが4条申請、申請者YTさん、所有者DAとなっております、申請者が、DAさんと申請者が、YTさんになっておりますが、DAさんとYTさんの奥さんが、姉妹と言うことでありまして、DAさんが74歳ですが、その旦那さんが亡くなった時に、申請地ですが、DAさんの奥さんに相

続される予定だったそうで、所有者のDAさんは、うんにゃおいがじやなかと言うことでありまして、申請者が、YTさんになっているしだいであります。

まあ、そのような事をおかんびして報告をいたします。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る14日、申請者YT氏立会いのもと、5番委員、19番委員、私16委員において現地調査を行いましたので報告いたします。

申請者DAさんは、伊佐市大口金波田に居住され年齢は74歳で、自治会は金波田下であります。

申請地は、大口下殿字湯ノ谷で、地目は田、地籍は1、013㎡となっておりますが、現況は山に囲まれた迫であり草が生茂っていました。

転用目的は、山林としてクヌ木を植えるとの事で、森林組合の見積書も添付されております。

迫田が湿地でもあるので、委員の中にはクヌ木より杉がいいのではという話も出ました。東西南北山に囲まれております。

申請書類として、事業計画書、被害防除計画書、ならびに誓約書、全部事項証明書、見積書、貯金残高証明書、字図等が添付されております。

荒れた所ではありますが、山の両サイドが、大きな杉の木で覆われていましたので、これはどうかと感じましたが、クヌ木を植えますねということで、本人の確約を取っております。

そうゆう事で、3名で協議した結果農地転用は、やむおえないものと判断しました、委員皆様方の審議方をよろしくお願いします。

議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員。
- 4番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について4番が報告いたします。
- 申請者、伊佐市大口曾木、MKさんですが、当日6月14日MKさんと行政書士のAさんの立会いのもと、11番委員、19番委員、私と3人で現地調査を行ないました。
- 現地は、MKさんの住宅の南側に息子さんの家を建てた時に里道だった一部を拡張したとの事で、大口曾木字下ノ馬場を、分筆して下ノ馬場に、20㎡の道路としての転用です。
- 被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、顛末書等もついております。
- 委員の皆様方の審議をよろしく申し上げます。
- 議 長 4番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。
- 3番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番について去る6月1

4日に、申請人、HTさん立会いのもと、2番、6番、私3番、3名で現地調査を行ないましたので3番が報告いたします。

申請人、HTさんは、伊佐市山野に居住され、自治会は尾ノ上で年齢は65歳であります。

申請地は、大口山野字久保で、住宅の隣接した場所で、畜舎並び作業場を建設したいとの事であります。

資金も自己資金であります。

一部畜舎が出来ていて、事前に建設した事に反省されていて今後このような事の無いように十分に注意されるよう指導もしてきました。

所在地は、国道268号線の尾ノ上公民館の北側約500m位の、国道のすぐ北側に位置、自宅の東側に隣接している所で、南側山林東側畑、西側宅地、北側宅地であります。

道路、排水等もよく整備され周囲に悪影響およぼすような事は無いと思います。

添付資料として、全部事項証明書、被害防除に関する制約書、資金証明書、始末書、字図等が、添付してあり3委員で協議し許可相当としましたが、委員皆様のご審議方をお願いし、私の報告を終わります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。

議案第5号

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定

並びに許可及び諮問決定について整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

20番委員。

20番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について20番が現地調査の結果について整理番号1番を報告いたします。

6月14日に3番委員、6番委員、私20番において、調査いたしました。

立ち会い人として、申請人でありますSKさん、行政書士Tさんが出席しております。

申請地の所在地は、伊佐市大口大田字川島、地目は田で、面積は388㎡であります。

申請地は、大田交差点から、旧国道268号線を南へ400m位行った所に位置しております。

所有権移転の売買となっております。

渡人は、伊佐市大口里に居住されている、TTさん91歳であります。

農地区は、第2種農地区でその他の農地となっております。

請け人は、伊佐市大口大田に居住されている、SKさん69歳で、申請地の隣接地で自動車修理販売をされております。

今回事業の規模拡大により修理車、中古車を置くため申請地を購入するものであります。

当申請地は、北側が申請者の自動車修理工場、南側は荒れた田、東側旧国道268号線、西側水田となっております。なんら問題ありません。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除の誓約書が提出されております。

3人で協議した結果適切であると判断いたしました、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議長

20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。
- 3 番 委 員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、去る6月14日、行政書士MTさん、立ち会いのもと6番、20番、3名で共同調査をいたしましたので、3番か報告をいたします。
申請人並びに譲渡人、IRさんは、大口原田にお住まいの65歳自治会は国ノ十であります。
請け人はNR・Mさん夫婦であり、Rさんの娘夫婦であります。
始良郡湧水町木場に居住され会社員であります。
申請地は、大口原田字濁池、畑、面積511㎡で第2種農地贈与であります。
忠元公園の南がわ1キロ位の国ノ十自治会の南側に位置し東側宅地、西、北側畑、南側市道であります。宅地造成するとき30cm程度盛土をすとの事で、入口の排水路が土で埋まって、排水路の機能が現在はなく、その排水路も土を取り除き、排水並びに周囲に土砂等の流失しないことを、念をして指導しました。
添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、位置図、字図、平面図等が提出されております。
調査の結果、この申請については、3人の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
- 議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>16番委員。</p>
16番委員		<p>この案件は、3条で土地を購入されましたが、その南側に住宅を建設するものであります。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、去る14日に、〇行政書士、家屋調査士KH氏立ち会いのもと、5番委員、19番委員、私16番で調査をいたしましたので、報告をいたします。</p> <p>請け人、YY氏は、伊佐市大口里に居住され年齢は28歳、自治会は朝日団地。</p> <p>渡し人、TK氏は、伊佐市大口下殿に居住され年齢は80歳で、自治会は駅前です。</p> <p>申請地は、大口下殿字竹下、地目は畑、地籍は250㎡で、転用目的は一般住宅を建設するため宅地として所有権移転売買にて取得するものであります。</p> <p>申請地は、JA駅前支所、なりざわストアーから西へ100m位に位置し現況は原野であります。</p> <p>農地区分は、2種農地その他の農地となっております。</p> <p>申請地の周辺は、住宅地で、東は道路、西は住宅、南は宅地、北側は購入した畑となっております。</p> <p>申請書類として、融資証明依頼書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、並びに制約書、平面図、委任状、全部事項証明書等が、添付されております。</p> <p>調査の結果、3名の委員の意見において、適切と判断いたしました。委員皆様のご審議方をお願いし、報告を終わります。</p>
議	長	<p>16番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>17番委員。</p>
17番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、調査の報告を申し上げます。</p> <p>調査日は、14日共同調査でございます。</p> <p>委員は10番委員、12番委員と私17番委員で調査をいたしました。</p> <p>申請地は、菱刈重留字周防原、畑、面積504㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、目的は駐車場ということで、3人の調査員とそれからT司法書士の立ち会いのなかで調査したわけですが。</p> <p>この申請人のHHさん、HHさんは親子関係でございます。後継者のHさんが農業拡大ということで、駐車場が今のところ狭く大型機械が、行き来できないというようなことで、申請理由であります。</p> <p>そして、申請地は、重留南自治会公民館から西の方に約80m位の右側に位置した所で、場所としてはいい場所であります。3人の委員の調査意見として、場所的には好い所だが、畑で、南側は市道、下手方面に通ずる山道が完備去れて交通の多い所であります。そして、東側が道路、西側が宅地、北側が山林ということで、これを駐車場としてはもったいない場所ではあります。本人の後継者が、駐車場ということで、504㎡の畑を全部駐車場、そして、田んぼを相当作っておりますので、苗箱もそこに広げたいということで、説明を受けました。</p> <p>場所がよかすぎるもので、どうかなあと思うわけですが、これは第2種農地でございます。他に周囲に農地は見やたらないところがあります。</p> <p>3人の共同調査の結果は妥当である農地を、拡大するには駐車場がなくては、如何のも出来ないことで、あるからやもおえないと判断で、調査をしてきましたので皆さんに報告しております。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書等関係書類は全部添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>17番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
11番委員。

11番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番について11番が調査の結果を報告いたします。

去る6月14日に、会長、4番委員と私、そして事務局よりK書記も同席してもらい、申請人有限会社K依頼の行政書士NH氏他1名立ち会いのもと共同調査をいたしました。

譲受人、鹿児島市玉里団地有限会社Kで主に特定施設入所者生活介護や通所介護施設の経営をされている会社です。

譲渡人は、伊佐市大口田代にお住まいの、FMさん年齢は85歳、自治会は辺母木自治会他8名であります。

本申請は、所有権移転で売買による移転であります。

転用目的として太陽光発電施設の建設パネル設置をされるものであります。

申請地の所在地は、伊佐市大口田代字飛巣、地目は畑で、地籍は1,406㎡他10筆で合計15,678㎡であります。

地目は全て畑で農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

申請地は、羽月西小学校から田代方向に1キロ位で辺母木入口左側に位置しており、南側は山林、東側は道路、北側も道路、西側は山林であります。

現況は1ヶ所のみ南瓜を栽培されており、他は何も作付けはなく草丈80cm位の雑草の生えた荒地という状況でした。

パネルの設置という事で、雨水対策として地下浸透のみに頼らず排水対策について考慮して欲しいと要望しておきました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、

事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する制約書、汚廃水処理
確約書、資金証明書、それに会社の定款、会社の履歴事項全部証明書
等が提出されております。

調査の結果、この申請については適切であると3名では判断しまし
たが、委員皆様のご審議方を宜しく願いたします。終わります。

議 長 11番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の
委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
並びに許可及び諮問決定について、申請5件のうち許可及び諮問5件
が決定しました。

議 長 その他 事務局お願いします。

事 務 局 月例報告です。34ページになります。
6月分の月例報告です14日金曜日を中心に現地調査をやって頂
きました。
本日20日が第3回目の農業委員会の総会でございます。
26日が6月の県の定例常任議員会議でございます。
7月の行事予定ですが、16日火曜日に現地調査の予定です。
19日金曜日が第4回目の農業委員会の総会になります。
26日金曜日が7月の定例常任議員会議になります。
以上です

事 務 局 長 これで、平成25年度第3回農業委員会総会を終ります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時340分

|

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

.....

伊佐市農業委員

1 番 委 員

.....

伊佐市農業委員

2 番 委 員

.....